

平成 29 年 10 月 2 日

審査庁

安芸高田市市長 浜田 一義 様

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会
会 長 原 田 武 彦

安芸高田市情報公開条例第 17 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

安芸高田市が平成 29 年 4 月 24 日付けで行った行政文書一部公開決定処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

答 申

1. 審査会の結論

実施機関（安芸高田市人権多文化共生推進課）が行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2. 事案の概要等

本件は、〇〇 △△氏（以下「審査請求人」という。）が、平成 29 年 4 月 24 日付けで実施機関が行った行政文書一部公開決定処分（請求があった公文書：中央集会所解体工事に係る工事金額内訳書）（以下「本件処分」という。）について、全部開示を求めるとともに、本件処分の正当性について審査請求した事案である。

3. 審査請求人の主張

本件処分において、安芸高田市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号イに基づき非開示とされた廃棄物処分費の単価、金額及び備考欄（以下「廃棄物処分費等」という。）は、標準的な内容として捉えるべきであり、特定者から提供された情報だとしても、これを公にすることがデータ提供者との信頼関係を損なうことにはならない。よって、非開示とする理由がない。

4. 処分庁の弁明

本件処分の前提となった中央集会所解体工事（以下「本件工事」という。）は設計情報等を原則的に公開している「土木工事」とは異なり、概ね公表しないこととしている「建築工事」に該当する。また、非開示とした廃棄物処分費等については、公表しないことを前提に提供された情報であるため、これを公表することは、信義に反しデータ提供者との信頼関係が損なわれ、今後必要な情報が入手できなくなる等、入札・契約事務の執行に支障が生じるおそれがある。

5. 審査請求人の反論

本件工事の特記仕様書によれば、「本特記仕様書に記載のない事項については、土木工事共通仕様書（広島県）による」とされており、本件工事は土木工事に該当する。また、実際に廃棄物処分を行う事業者からみれば、土木工事で発生したがれき類についても、建築工事で発生したがれき類についても区別がされておらず、そもそも廃棄物処分費等に関する情報を公表しない前提とすること自体に合理性がない。以上の理由から、廃棄物処分費等を非公開とすることにより、適正な工事価格が積算されていないとの疑念が生じることになる。

6. 審議等の経過

年月日	処理内容
平成 29 年 8 月 3 日	諮問書の収受
平成 29 年 8 月 29 日	反論書の受理
平成 29 年 9 月 15 日	第 1 回審議（口頭意見陳述）
平成 29 年 9 月 26 日	第 2 回審議（答申の検討）
平成 29 年 10 月 2 日	答申

7. 審査会の判断の理由

- (1) 実施機関が主張する条例第 7 条第 2 号イに基づく情報の非開示については、データ提供者との間で情報を公表しない条件で提供を受けた場合、それが設計委託業務によるものであっても、データ提供者との信頼関係を考慮する上で合理性を欠いたものであるとまでは言えない。
- (2) 建築工事の設計情報を公表しないこととしている国、県及び他市町における運用との整合性に配慮しなければ、事務の円滑な執行に著しい混乱を招く恐れがある。以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

8. 付言

当審査会の答申は以上のとおりであるが、次のとおり付言する。

実施機関においては、建築工事に関する設計情報等を公開しないことについて、国及び県の運用を準用しているが、現時点で明確な判断基準は公表されておらず、結果として審査請求人への疑念を生じさせる結果となっている。条例の趣旨からも、情報は公開されるべきという原則を尊重すべきであり、今後は市民へ疑念を抱かせることのないよう、公表することを前提とした見積り徴取を行うなど、社会の要請を考慮した対応を検討するとともに、設計情報等を非公表とする場合の基準の策定及び公表を検討する等、適正な情報の公開に努められることを要望する。

平成 29 年 10 月 2 日

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会

原田 武彦

住元 一夫

山岡 和子

宮畑 加奈子

小川 仁士